

高額料金の一括前払いを行う際は、 十分にご検討ください！

- 高額料金を一括前払いした後、事業者が倒産し、サービスも受けられなくなり、返金もされないという事例が発生しています。
- 契約内容や支払い方法等を検討することにより、万一倒産した場合の被害を減らすことができる可能性があります。
- 長期間にわたる契約を行う際は、慎重に行いましょう。

美容医療サービスやエステティックサービス、語学教室や学習塾など、一定期間にわたって継続的に受けるサービス



高額料金の
一括前払いを
したところ



事業者が倒産し、サービスも受けられなくなり、返金もされないという事例が発生！

事業者が**前受金保全措置**（※）を講じているか否か（講じている場合にはその内容）を確認しましょう。



都度払いや**月払い**などの、一括前払い以外の支払い方法がないか確認しましょう。

※「前受金保全措置」とは、金融機関の保証等、役務提供事業者が万一倒産した場合であっても一般債権者に優先して弁済が受けられるものです。特定商取引法では、「特定継続的役務提供」について前払取引を行うときには、契約書面等に「前受金保全措置」の有無等について記載することとなっています。

「特定継続的役務提供」の詳細については、特定商取引法ガイド

(<https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/continuouservices/>) をご覧ください。



少しでも不安に思ったら、
消費者ホットライン「188(いやや!)」に
ご相談ください。